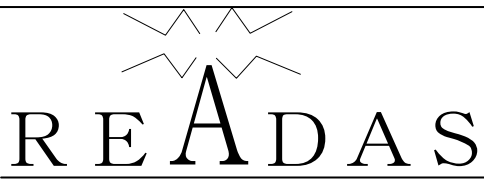


第 6009 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月31日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 自署押印制度の改正

Q：法人税の申告書に会社の代表者などの自署押印が不要になったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

法人税の申告書は、これまで、法人の代表者及び経理責任者の自署押印が必要でしたが、平成30年4月1日以後に終了する事業年度からは、経理担当者の自署押印が不要となりました。また、代表者については、これまでどおり、押印は必要となるものの自署から記名に変わりましたので、手書きでなくてもパソコン入力で申告書に記すことが認められるようになりました。

この取扱いの対象になるのは、法人税と地方法人税ですので、たとえば消費税の申告などについては、従来通り、代表者の記名押印と経理担当者の記名が必要になりますので、注意してください。

また、法人税の申告を電子申告する場合は、これまで、代表者及び経理責任者の電子署名及び電子証明書が必要でしたが、経理責任者の電子署名と電子証明書が不要となり、代表者については、代表者の電子署名に代えて代表者から委任を受けた役員や社員の電子署名をすることが認められるようになりました。ただし、この場合には、電子委任状の添付が必要になりますので、委任を受けた役員や社員は電子証明書を取得しなければなりません。

